

那覇市公報

第 1 7 8 0 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市まち・ひと・しごと創生基金条例（企画調整課）	1764
○市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（人事課）	1766
○地方独立行政法人那覇市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例（保健総務課）	1768
○那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例（財政課）	1770
○那覇市税条例等の一部を改正する条例（納税課）	1775
○那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）	1785
○那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防局予防課）	1792
○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	1797
○那覇市印鑑条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課）	1799
○那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）	1802
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（生活衛生課）	1804

◇規 則◇

○那覇市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則（ハイサイ市民課）	1811
---------------------------------	------

◇告 示◇

○市税に関する申告期限等の指定について（納税課）	1813
○那覇市古波蔵児童館の指定管理者の指定について（こども政策課）	1814

○令和 2 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)(国民健康保険課)	1815
○那覇市波の上ビーチ広場の指定管理者の指定について(公園管理課).....	1817
○那覇市共同利用施設(那覇市田原自治会館)指定管理者の指定について(まちづくり協働推進課).....	1818
○那覇市共同利用施設(那覇市安次嶺自治会館)指定管理者の指定について(まちづくり協働推進課).....	1819
○那覇市共同利用施設(那覇市宮城自治会館)指定管理者の指定について(まちづくり協働推進課).....	1820
○那覇市共同利用施設(那覇市高良自治会館)指定管理者の指定について(まちづくり協働推進課).....	1821
○那覇市共同利用施設(那覇市宇栄原自治会館)指定管理者の指定について(まちづくり協働推進課).....	1822
○那覇市共同利用施設(那覇市当間自治会館)指定管理者の指定について(まちづくり協働推進課).....	1823
○那覇市共同利用施設(那覇市真嘉比自治会館)指定管理者の指定について(まちづくり協働推進課).....	1824
○那覇市共同利用施設(那覇市小禄自治会館)指定管理者の指定について(まちづくり協働推進課).....	1825
○那覇市久場川児童館の指定管理者の指定の取消について(こども政策課).....	1826
○令和 2 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)(ちゃーがんじゅう課)	1827
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について(保護管理課).....	1829
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について(保護管理課).....	1830
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について(保護管理課).....	1832
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について(保護管理課).....	1833

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）…………… 1834

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について（保護管理課）…………… 1835

○令和2年度那覇市水道事業会計補正予算（第1号）（上下水道局企画経営課）…………… 1836

○令和2年度那覇市下水道事業会計補正予算（第1号）（上下水道局企画経営課）…………… 1837

◇教育委員会告示◇

○那覇市若狭公民館指定管理者の指定について…………… 1838

○那覇市繁多川公民館指定管理者の指定について…………… 1839

○那覇市体育施設の指定管理者の指定について…………… 1840

◇選挙管理委員会告示◇

○選挙人名簿の閲覧状況について（公表）…………… 1841

条 例

那覇市条例第49号

令和2年12月25日

公 布 済

那覇市まち・ひと・しごと創生基金条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市まち・ひと・しごと創生基金条例

（設置）

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業（以下「事業」という。）に要する費用の財源に充てるため、那覇市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、事業に対する法人からの寄附金の額の全部又は一部とし、毎会計年度の予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業に要する費用の財源に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第50号

令和2年12月25日

公 布 済

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。)(以下これらを「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、次項に規定する額を控除して得た額について免れさせる。

2 地方自治法第243条の2第1項の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防局長又は上下水道事業管理者 2
- (4) 市の職員(前2号に掲げる職員を除く。) 1

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第51号

令和2年12月25日

公 布 済

地方独立行政法人那覇市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例
をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

地方独立行政法人那覇市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

地方独立行政法人那覇市立病院に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項の基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第52号

令和2年12月25日

公 布 済

那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例

(那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例(1963年那覇市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 4 当分の間、第4条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u>	付 則 (<u>延滞金の割合の特例</u>) 4 当分の間、第4条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

(那覇市下水道条例の一部改正)

第2条 那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (<u>延滞金の割合の特例</u>)	付 則 (<u>延滞金の割合の特例</u>)

2 当分の間、第51条第3項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合</u> (当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「 <u>特例基準割合適用年</u> 」という。)中においては、当該 <u>特例基準割合適用年</u> における <u>特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。	2 当分の間、第51条第3項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合</u> (<u>平均貸付割合</u> (租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する <u>平均貸付割合</u> をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、 <u>その年における延滞金特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。
--	--

備考

- 1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市水道給水条例の一部改正)

第3条 那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 3 当分の間、第31条第3項第2号に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同号の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合</u> (当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「 <u>特例基準割合適用年</u> 」という。)中においては、当該 <u>特例基準割合適用年</u> における <u>特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。	付 則 3 当分の間、第31条第3項第2号に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同号の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合</u> (<u>平均貸付割合</u> (租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する <u>平均貸付割合</u> をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、 <u>その年における延滞金特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

備考

- 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市介護保険条例の一部改正)

第4条 那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

付 則 (延滞金の割合の特例) 第6条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	付 則 (延滞金の割合の特例) 第6条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
備考 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第5条 那覇市後期高齢者医療に関する条例(平成20年那覇市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (延滞金の割合の特例) 第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場	付 則 (延滞金の割合の特例) 第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満

合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては、<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては、<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
備考 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の那覇市下水道条例の規定、第3条の規定による改正後の那覇市水道給水条例の規定、第4条の規定による改正後の那覇市介護保険条例の規定及び第5条の規定による改正後の那覇市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

那覇市条例第53号

令和2年12月25日

公 布 済

那覇市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市税条例等の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(固定資産税の納税義務者等) 第54条 [略] 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。 3 [略] 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の理由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。	(固定資産税の納税義務者等) 第54条 [略] 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。 3 [略] 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の理由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。 5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなし

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号)の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があった日又は換地計画の認可

て、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号)に規定する事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があった日又は換地計画の認可

の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

- 6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

- 7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であつて、家屋

可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

- 7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

- 8 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であつて、家屋

の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

(特別土地保有税の納税義務者等)

第111条 [略]

2～5 [略]

の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3の現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

(特別土地保有税の納税義務者等)

第111条 [略]

2～5 [略]

6 <u>第54条第6項</u> の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第111条第1項の土地の所有者等又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。	6 <u>第54条第7項</u> の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第111条第1項の土地の所有者等又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。
--	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市税条例等の一部を改正する条例(平成30年那覇市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第5条 那覇市税条例の一部を次のように改正する。 [第94条の改正規定 別記] 付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(4) [略] (5) 第1条中那覇市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>令和元年4月1日</u> (6)～(10) [略]	第5条 [略] [第94条の改正規定 別記] 付 則 (施行期日) 第1条 [略] (1)～(4) [略] (5) 第1条中那覇市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>令和2年4月1日</u> (6)～(10) [略]

備考

- 1 第94条の改正規定に係る改正については、下線の有無にかかわらず、改正前の欄中第94条の改正規定の全部を、改正後の欄中第94条の改正規定に改める。
- 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

[改正前 別記]

[第94条の改正規定]

(たばこ税の課税標準)

第94条 [略]

2 [略]

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2)～(3) [略]

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 [略]

(たばこ税の課税標準)

第94条 [略]

2 [略]

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)～(2) [略]

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 [略]

- | | |
|--|---|
| <p>7 <u>第3項第3号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第3号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 <u>第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>10 [略]</p> | <p>7 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第2号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 [略]</p> |
|--|---|

[改正後 別記]

[第94条の改正規定]

- | | |
|--|---|
| <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> | <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>(1)～(2) [略]</p> |
|--|---|

- | | |
|---|--|
| <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号の加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を</p> | <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> |
|---|--|

切り捨てるものとする。

10 〔略〕

9 〔略〕

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中那覇市税条例第74条の2の次に1条を加える改正規定及び第75条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の那覇市税条例（以下「新条例」という。）第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第74条の3の規定は、令和3年4月1日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

那覇市条例第54号

令和2年12月25日

公 布 済

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

那覇市道路占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 改正後の那覇市道路占用料徴収条例(以下「改正条例」という。)の規定は、施行日以後の占用の期間にかかる占用料(道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)及び第73条第2項の規定に基づき、法第32条第1項若しくは第3項の規定による道路の占用許可(電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項又は第21条の規定に基づく電線共同溝の占用許可を含む。以下同じ。)を受けた者又は法第35条の規定により道路を占用する者から徴収することができる道路の占用料をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前の占用の期間にかかる占用料については、なお従前の例による。
- 施行日前から引き続き法第32条第1項若しくは第3項の規定による道路の占用許可を受け、又は法第35条の規定による同意を得て道路を占用する物件に係る占用料の額は、当該物件について改正条例の規定により算定した占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、当該各号に定める額とする。
 - 令和3年度 当該物件について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額(この条例の施行日の前日において那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成30年那覇市条例第52号)付則第4項の規定により那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成26年那覇市条例第60号)付則第3項の規定によるものとされている物件にあつては、同項の規定による額)
 - 令和4年度以後の各年度 当該各年度の前年度における当該物件に係る占用料の額に1.2を乗じて得た額

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条	第1種電柱	1本につき1年	1,600
第1項第1	第2種電柱		2,400
号に掲げ	第3種電柱		3,300

る工作物	第1種電話柱		<u>1,400</u>
	第2種電話柱		<u>2,300</u>
	第3種電話柱		<u>3,100</u>
	その他の柱類		<u>140</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに	<u>14</u>
	地下に設ける電線その他の線類	つき1年	<u>8</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,400</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>850</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>2,800</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,200</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>19,000</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,800</u>
	その他のもの		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに	<u>59</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	つき1年	<u>85</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>130</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>170</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>250</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>340</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>590</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>850</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,700</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,800</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	[略]		[略]
	上空に設ける通路		<u>9,700</u>
	地下に設ける通路		<u>5,800</u>
	その他のもの		<u>2,800</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>190</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>1,900</u>
政令第7条第1号に掲	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月
			<u>1,900</u>

掲げる物件		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	19,000
	標識		1本につき1年	2,300
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	190
		その他のもの	1本につき1月	1,900
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	190
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,900
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	19,000
		その他のもの		9,700
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	2,800
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	1,900
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				280
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	[略]			[略]
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.009を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.034を乗じて得た額

備考 [略]

[改正後 別記]

別表（第2条関係）

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,700</u>
	第2種電柱		<u>2,600</u>
	第3種電柱		<u>3,500</u>
	第1種電話柱		<u>1,500</u>
	第2種電話柱		<u>2,400</u>
	第3種電話柱		<u>3,400</u>
	その他の柱類		<u>150</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	<u>15</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>9</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,500</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	<u>920</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	<u>3,100</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,300</u>
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	<u>25,000</u>
	その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	<u>3,100</u>
法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	<u>64</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満 のもの		<u>92</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満 のもの		<u>140</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満 のもの		<u>180</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満 のもの		<u>280</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満 のもの		<u>370</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満 のもの		<u>640</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満の もの		<u>920</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,800</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メ ートルにつき1年	<u>3,100</u>
法第32条 第1項第5 号に掲げ る施設	〔略〕	メートルにつき1年	〔略〕
	上空に設ける通路		<u>13,000</u>
	地下に設ける通路		<u>7,600</u>
	その他のもの		<u>3,100</u>

法第32条 第1項第6 号に掲げ る施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に 設けるもの		占用面積1平方メ ートルにつき1日	<u>250</u>
	その他のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1月	<u>2,500</u>
政令第7条 第1号に掲 げる物件	看板(アーチであ るものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メ ートルにつき1月	<u>2,500</u>
		その他のもの	表示面積1平方メ ートルにつき1年	<u>25,000</u>
	標識		1本につき1年	<u>2,400</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	1本につき1日	<u>250</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>2,500</u>
	幕(政令第7条第4 号に掲げる工事用 施設であるものを 除く。)	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	その面積1平方メ ートルにつき1日	<u>250</u>
		その他のもの	その面積1平方メ ートルにつき1月	<u>2,500</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>25,000</u>
		その他のもの		<u>13,000</u>
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メ ートルにつき1年
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に 掲げる工事用材料			占用面積1平方メ ートルにつき1月	<u>2,500</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に 掲げる施設				<u>310</u>
政令第7条 第8号に掲 げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当 該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに <u>0.011</u> を乗 じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.023</u> を乗 じて得た額
	[略]			[略]
	その他のもの			Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額
政令第7条 第9号に掲 げる施設	建築物			Aに <u>0.011</u> を乗 じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0.008</u> を乗 じて得た額
政令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に 設けるもの			Aに <u>0.011</u> を乗 じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.023</u> を乗 じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0.033</u> を乗

		じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額

備考 [略]

那覇市条例第55号

令和2年12月25日

公 布 済

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車を用いる。以下この条において同じ。))に充電する設備(全出力が20キロワットを超え50キロワット以下のものに限る。))を用いる。以下同じ。))の構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) [略] (2)～(9) [略]	(急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車を用いる。第12号において同じ。))に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。))を用いる。以下同じ。))の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防局長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。 (2) [略] (3) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。 (4) 雨水等の侵入防止の措置を講ずること。 (5)～(12) [略] (13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分を用いる。以下この号において同じ。))について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(10) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア [略]

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基盤等の機器に影響を与えない構造とすること。この場合においては、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知したときには、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) [略]

ア [略]

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(18) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろ

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、<u>前条第1項第1号、第2号、第3号の2、第5号及び第7号から第10号までの規定</u>を準用する。 (水素ガスを<u>充てん</u>する気球) 第17条 水素ガスを<u>充てん</u>する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(8) [略] (9) 水素ガスの<u>充てん</u>又は放出については、次によること。 ア～エ [略] オ 水素ガスの<u>充てん</u>に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。 (10)～(12) [略] (火を使用する設備等の設置の届出) 第58条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより、消防局長又は消防署長に届け出なければならない。 (1)～(11) [略] (12) 急速充電設備 (13)～(15) [略] (16) 水素ガスを<u>充てん</u>する気球	<u>その他の可燃物をみだりに放置しないこと。</u> 2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、<u>前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定</u>を準用する。 (水素ガスを<u>充填</u>する気球) 第17条 水素ガスを<u>充填</u>する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(8) [略] (9) 水素ガスの<u>充填</u>又は放出については、次によること。 ア～エ [略] オ 水素ガスの<u>充填</u>に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。 (10)～(12) [略] (火を使用する設備等の設置の届出) 第58条 [略] (1)～(11) [略] (12) 急速充電設備(<u>全出力50キロワット以下のものを除く。</u>) (13)～(15) [略] (16) 水素ガスを<u>充填</u>する気球
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

那覇市条例第56号

令和2年12月25日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例) 15 令和2年2月14日から同年8月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは「令和2年8月31日」とする。	付 則 (新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例) 15 令和2年2月14日から令和3年3月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは「令和3年3月31日」とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第57号

令和2年12月25日

公 布 済

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例

那覇市印鑑条例(昭和51年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(印鑑登録申請) 第3条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「印鑑登録申請者」という。)は、印鑑を添えて自ら市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。 (印鑑登録の証明) 第15条 印鑑登録の証明は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項(印鑑登録番号、印鑑登録証番号及び印鑑登録年月日を除く。)について、電子計算機で作成した写しにより行う。ただし、災害その他やむを得ない理由により、その方法によることができないときは、複写機その他市長が認める方法により行うものとする。 (印鑑登録の証明の申請) 第16条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、市長に申請しなければならない。 (多機能端末機による印鑑登録の証明の申請) 第17条 前条の規定にかかわらず、印鑑登	(印鑑登録申請) 第3条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「印鑑登録申請者」という。)は、印鑑を添えて、書面により、自ら市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。 (印鑑登録の証明) 第15条 印鑑登録の証明は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影並びに第7条第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に掲げる事項について、電子計算機で作成した証明書(以下「印鑑登録証明書」という。)を交付することにより行う。ただし、災害その他やむを得ない理由により、その方法によることができないときは、複写機その他市長が認める方法により行うものとする。 (印鑑登録証明書の交付申請) 第16条 印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、書面により、市長に申請しなければならない。ただし、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カードをいう。以下同じ。)の交付を受けた印鑑登録者が自ら個人番号カードを提示して当該申請を行うときは、印鑑登録証の提示を要しないものとする。 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請) 第17条 前条の規定にかかわらず、印鑑登

<u>録者は、個人番号カードを使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより、印鑑登録の証明の申請をすることができる。</u> 2 <u>前項の「個人番号カード」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項の個人番号カードで、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。</u> 3 <u>第1項の「多機能端末機」とは、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。</u> (印鑑登録の証明の制限) 第18条 市長は、第16条の規定による申請に際し、<u>印鑑登録証を提示した者に対してのみ</u>、<u>印鑑登録証明書を交付するものとする。</u>	<u>録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</u> (印鑑登録の証明の制限) 第18条 市長は、第16条の規定による申請をした者に対し、<u>印鑑登録証明書を交付するものとする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。

那覇市条例第58号

令和2年12月25日

公 布 済

那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

那覇市食品衛生法施行条例(平成24年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(営業許可証の交付等) 第3条 保健所長は、<u>法第52条第1項</u>の許可をしたときは、規則で定めるところにより、営業許可証を交付するものとする。 2 [略] (休業、廃業等の届出) 第4条 <u>法第52条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る営業を30日以上休業しようとするとき、又は廃業したときは、速やかにその旨を保健所長に届け出なければならない。</u> 2 <u>前項の規定により休業の届出をした者が営業許可の有効期限内において営業を再開しようとするときは、再開の5日前までにその旨を保健所長に届け出なければならない。</u> (給食施設等の報告等) 第5条 <u>寄宿舍、学校、病院、工場等の施設において反復継続的に給食を行う者及び規則で定める特定の営業を営む者の報告、届出等については、規則で定める。</u> 第6条 [略]	(営業許可証の交付等) 第3条 保健所長は、<u>法第55条第1項</u>の許可をしたときは、規則で定めるところにより、営業許可証を交付するものとする。 2 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

那覇市条例第59号

令和2年12月25日

公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

- 1 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この項において「法」という。)及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第52条第1項及び政令第35条第1号の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	1件につき16,000円
(2)	法第52条第1項及び政令第35条第2号の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	1件につき9,600円
(3)	法第52条第1項及び政令第35条第3号の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(4)	法第52条第1項及び政令第35条第4号の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(5)	法第52条第1項及び政令第35条第5号の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(6)	法第52条第1項及び政令第35条第6号の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	1件につき21,000円
(7)	法第52条第1項及び政令第35条第7号の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	1件につき21,000円
(8)	法第52条第1項及び政令第35条第8号の規定に基づく乳製品製造業の許可	乳製品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円

	の申請に対する審査		
(9)	法第52条第1項及び政令第35条第9号の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	1件につき9,600円
(10)	法第52条第1項及び政令第35条第10号の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	1件につき9,600円
(11)	法第52条第1項及び政令第35条第11号の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	1件につき21,000円
(12)	法第52条第1項及び政令第35条第12号の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	1件につき9,600円
(13)	法第52条第1項及び政令第35条第13号の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(14)	法第52条第1項及び政令第35条第14号の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	1件につき9,600円
(15)	法第52条第1項及び政令第35条第15号の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	1件につき21,000円
(16)	法第52条第1項及び政令第35条第16号の規定に基づく魚肉練り製品製造業の許可の申請に対する審査	魚肉練り製品製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(17)	法第52条第1項及び政令第35条第17号の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	1件につき21,000円
(18)	法第52条第1項及び政令第35条第18号の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	1件につき21,000円
(19)	法第52条第1項及び政令第35条第19号の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(20)	法第52条第1項及び政令第35条第20号の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(21)	法第52条第1項及び政令第35条第21号の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(22)	法第52条第1項及び政令第35条第22号の規定に基づく氷雪販売業の許可の申請に対する審査	氷雪販売業許可申請手数料	1件につき14,000円

(23)	法第52条第1項及び政令第35条第23号の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(24)	法第52条第1項及び政令第35条第24号の規定に基づくマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(25)	法第52条第1項及び政令第35条第25号の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(26)	法第52条第1項及び政令第35条第26号の規定に基づくしょう油製造業の許可の申請に対する審査	しょう油製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(27)	法第52条第1項及び政令第35条第27号の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(28)	法第52条第1項及び政令第35条第28号の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(29)	法第52条第1項及び政令第35条第29号の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(30)	法第52条第1項及び政令第35条第30号の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(31)	法第52条第1項及び政令第35条第31号の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(32)	法第52条第1項及び政令第35条第32号の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(33)	法第52条第1項及び政令第35条第33号の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(34)	法第52条第1項及び政令第35条第34号の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	1件につき21,000円

2～26 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1 〔略〕

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第55条第1項及び政令第35条第1号の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	1件につき16,000円
(2)	法第55条第1項及び政令第35条第2号の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理機能付自動販売機営業許可申請手数料	1件につき9,600円
(3)	法第55条第1項及び政令第35条第3号の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	1件につき9,600円
(4)	法第55条第1項及び政令第35条第4号の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	1件につき9,600円
(5)	法第55条第1項及び政令第35条第5号の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	1件につき21,000円
(6)	法第55条第1項及び政令第35条第6号の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	1件につき9,600円
(7)	法第55条第1項及び政令第35条第7号の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	1件につき21,000円
(8)	法第55条第1項及び政令第35条第8号の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	1件につき21,000円
(9)	法第55条第1項及び政令第35条第9号の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	1件につき21,000円
(10)	法第55条第1項及び政令第35条第10号の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	1件につき21,000円
(11)	法第55条第1項及び政令第35条第11号の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(12)	法第55条第1項及び政令第35条第12号の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(13)	法第55条第1項及び政令第35条第13号の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円

(14)	法第55条第1項及び政令第35条第14号の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(15)	法第55条第1項及び政令第35条第15号の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(16)	法第55条第1項及び政令第35条第16号の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(17)	法第55条第1項及び政令第35条第17号の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(18)	法第55条第1項及び政令第35条第18号の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(19)	法第55条第1項及び政令第35条第19号の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(20)	法第55条第1項及び政令第35条第20号の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(21)	法第55条第1項及び政令第35条第21号の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(22)	法第55条第1項及び政令第35条第22号の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(23)	法第55条第1項及び政令第35条第23号の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(24)	法第55条第1項及び政令第35条第24号の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(25)	法第55条第1項及び政令第35条第25号の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(26)	法第55条第1項及び政令第35条第26号の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(27)	法第55条第1項及び政令第35条第27号の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(28)	法第55条第1項及び政令第35条第28号	複合型冷凍食品製造	1件につき21,000円

	の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	業許可申請手数料	
(29)	法第55条第1項及び政令第35条第29号の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(30)	法第55条第1項及び政令第35条第30号の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(31)	法第55条第1項及び政令第35条第31号の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料	1件につき9,600円
(32)	法第55条第1項及び政令第35条第32号の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(33)	法第55条第1項の許可を受けたことを証する書面の再交付	食品営業許可証再交付申請手数料	1件につき400円

2～26 [略]

規 則

那覇市規則第50号
令和2年12月25日
公 布 済

那覇市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市印鑑条例施行規則(昭和51年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(印鑑登録証明書の交付) 第9条 市長は、条例第16条の規定による <u>印鑑登録証明</u> の交付申請があったときは、 印鑑登録証及び当該交付申請書の記載事項を印鑑登録原票と照合の上、直接交付するものとする。	(印鑑登録証明書の交付) 第9条 市長は、条例第16条の規定による <u>印鑑登録証明書</u> の交付申請があったときは、 印鑑登録証又は個人番号カード及び当該交付申請書の記載事項を印鑑登録原票と照合の上、直接交付するものとする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 376 号

令和 2 年 12 月 21 日

掲 示 済

市税に関する申告期限等の指定について

那覇市税条例（昭和47年那覇市条例第80号）第18条の2第1項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長について（令和2年8月那覇市告示第195号）において別途那覇市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和2年7月4日から令和3年1月31日までの間に到来するものについて、令和3年2月1日とする。

那覇市長 城 間 幹 子

都道府県	指定地域
熊本県	人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町

那覇市告示第 382 号
令和 2 年 12 月 24 日
掲 示 済

那覇市古波蔵児童館の指定管理者の指定について

那覇市古波蔵児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき令和2年11月定例議会において議決されましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例（平成17年9月30日条例第40号）第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市古波蔵児童館
所在地 那覇市字国場1169－4番地
- 2 指定管理者となる団体
名 称 社会福祉法人 ポプラ福祉会
所在地 那覇市壺川2丁目5番地13
代表者 理事長 崎濱 盛喜
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

那覇市告示第 389 号

令和 2 年 12 月 25 日

掲 示 済

令和 2 年（2020 年）11 月那覇市議会定例会で議決された令和 2 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 412,708 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,368,139 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 4,563,897	千円 △16,843	千円 4,547,054
	1 他会計繰入金	4,563,896	△16,843	4,547,053
8 諸収入		751,518	429,551	1,181,069
	3 雑入	733,315	429,551	1,162,866
歳 入 合 計		38,955,431	412,708	39,368,139

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 706,900	千円 1,817	千円 708,717
	1 総務管理費	540,309	195	540,504
	2 徴税費	80,954	200	81,154
	4 収納率向上特別対策事業費	47,119	1,422	48,541
2 保険給付費		26,600,686	0	26,600,686
	1 療養諸費	22,229,678	0	22,229,678
3 国民健康保険事業費納付金		10,789,492	△1,224	10,788,268
	1 医療給付費分	7,915,751	0	7,915,751
	2 後期高齢者支援金等分	2,050,866	△1,224	2,049,642
9 諸支出金		62,480	412,115	473,833
	1 償還金及び還付加算金	61,718	412,115	473,833
歳 出 合 計		38,955,431	412,708	39,368,139

那覇市告示第 391 号

令和 2 年 12 月 28 日

掲 示 済

那覇市波の上ビーチ広場の指定管理者の指定について

那覇市波の上ビーチ広場の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、令和2年11月那覇市議会定例会において同意が得られましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指定管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市波の上ビーチ広場

所在地 那覇市若狭1丁目25番

2 指定管理者となる団体

名 称 ナハ・シー・パラダイス共同企業体

所在地 沖縄県那覇市辻3丁目3番1号

代表者 白石 武博

3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

那覇市告示第 393 号

令和 3 年 1 月 4 日

掲 示 済

那覇市共同利用施設（那覇市田原自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市田原自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市田原自治会館

所在地 那覇市字田原 88 番地

2 指定管理者となる団体

名 称 那覇市字田原自治会

所在地 那覇市字田原 88 番地

代表者 上原 博

3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

那覇市告示第 394 号

令和 3 年 1 月 4 日

掲 示 済

那覇市共同利用施設（那覇市安次嶺自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市安次嶺自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市安次嶺自治会館
所在地 那覇市字小禄 839 番地 6
- 2 指定管理者となる団体
名 称 安次嶺自治会
所在地 那覇市字小禄 839 番地 6
代表者 具志 隆
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

那覇市告示第 395 号

令和 3 年 1 月 4 日

掲 示 済

那覇市共同利用施設（那覇市宮城自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市宮城自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市宮城自治会館
所在地 那覇市宮城1丁目9番10号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 那覇市宮城自治会
所在地 那覇市宮城1丁目9番10号
代表者 上原 博
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

那覇市告示第 396 号
令和 3 年 1 月 4 日
掲 示 済

那覇市共同利用施設（那覇市高良自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市高良自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市高良自治会館
所在地 那覇市高良1丁目7番1号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 那覇市高良自治会
所在地 那覇市高良1丁目7番1号
代表者 具志 貞吉
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

那覇市告示第 397 号
令和 3 年 1 月 4 日
掲 示 済

那覇市共同利用施設（那覇市宇栄原自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市宇栄原自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市宇栄原自治会館
所在地 那覇市宇栄原6丁目12番57号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 宇栄原自治会
所在地 那覇市宇栄原6丁目12番57号
代表者 赤嶺 友則
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

那覇市告示第 398 号
令和 3 年 1 月 4 日
掲 示 済

那覇市共同利用施設（那覇市当間自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市当間自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市当間自治会館
所在地 那覇市字小禄 826 番地 8
- 2 指定管理者となる団体
名 称 字当間自治会
所在地 那覇市字小禄 826 番地 8
代表者 安次嶺 勝
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

那覇市告示第 399 号

令和 3 年 1 月 4 日

掲 示 済

那覇市共同利用施設（那覇市真嘉比自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市真嘉比自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市真嘉比自治会館
所在地 那覇市真嘉比2丁目33番12号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 真嘉比自治会
所在地 那覇市真嘉比2丁目33番12号
代表者 高屋 英正
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

那覇市告示第 400 号

令和 3 年 1 月 4 日

掲 示 済

那覇市共同利用施設（那覇市小禄自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市小禄自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市小禄自治会館
所在地 那覇市小禄5丁目4番地6
- 2 指定管理者となる団体
名 称 那覇市字小禄自治会
所在地 那覇市小禄5丁目4番地6
代表者 照屋 秀樹
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

那覇市告示第 402 号
令和 3 年 1 月 4 日
掲 示 済

那覇市久場川児童館の指定管理者の指定の取消について

那覇市久場川児童館の管理を行わせる指定管理者の指定の取消について、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年3月29日那覇市条例第4号）第11条第3項の規定に基づき次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指定管理者の指定を取消す公の施設

名 称 那覇市久場川児童館

所在地 那覇市首里久場川町2丁目18番地

2 指定管理者の指定を取消す団体

名 称 社会福祉法人 わかめ福祉会

所在地 那覇市首里石嶺町3丁目199番地2

代表者 理事長 饒平名 勝彦

3 指定管理者の指定を取消す日

令和3年4月1日

4 指定管理者の指定を取消す理由

指定を取消すに至った理由としては、本市と指定管理者が締結した「那覇市久場川児童館の管理に関する基本協定書」第23条第4項の規定に基づき、指定管理者から指定の取消しの申し出があったことによるものである。

指定の取消しについては、聴聞等の所定の手続きを踏まえており、取消しの根拠としては、「那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第11条1項の規定に基づき実施するものである。

5 指定管理者の指定を取消す日以降の当該公の施設の管理運営

那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第14条第1項第3号の規定に基づき、本市が管理するものとする。

那覇市告示第 411 号

令和 3 年 1 月 15 日

令和2年（2020年）11月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,628千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,941,441千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千
円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		5,481,009	△116,943	5,364,066
	1 介護保険料	5,481,009	△116,943	5,364,066
3 国庫支出金		6,696,445	138,658	6,835,103
	2 国庫補助金	2,017,273	138,658	2,155,931
7 繰入金		4,667,488	13,913	4,681,401
	1 他会計繰入金	4,667,487	13,913	4,681,400
歳入合計		28,905,813	35,628	28,941,441

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,245,326	35,628	1,280,954
	1 総務管理費	919,951	35,628	955,579
2 保険給付費		25,063,112	0	25,063,112
	1 介護サービス等諸費	24,520,161	0	24,520,161
5 地域支援事業 費		1,876,498	0	1,876,498
	1 介護予防・生活支援 サービス事業費	1,014,302	0	1,014,302
歳出合計		28,905,813	35,628	28,941,441

那覇市告示第 412 号

令和 3 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
大道美容外科内科	医療法人 彩心会	令和2年12月1日～ 令和8年11月30日
那覇市安里1丁目1番18号 1階、2階		
はれ薬局	喜薬はれ薬局	令和2年12月1日～ 令和8年11月30日
那覇市寄宮 150 番地		
ミルク薬局 真嘉比店	株式会社 七福メディカル	令和2年12月1日～ 令和8年11月30日
那覇市真嘉比 2-1-1		
はいさいクリニック	石田 吉樹	令和2年12月1日～ 令和8年11月30日
那覇市泊2丁目18-11		

那覇市告示第 413 号

令和 3 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
長嶺胃腸科内科外科医院	長嶺 信夫	令和 2 年 11 月 30 日
那覇市字宇栄原 1019-1 宇栄原センターハイツ 2F		
ペリー内科小児科医院	内原 栄輝	令和 2 年 11 月 30 日
那覇市山下町 30 番 10 号		
やぎ薬局	有限会社やぎ薬局	令和 2 年 11 月 30 日
那覇市寄宮 150 番地		
訪問看護ステーション藤	株式会社ヨイチ	令和 3 年 1 月 1 日
那覇市国場 392 番地		

松島薬局	有限会社ヘルス	令和2年12月1日
那覇市真嘉比 2-1-1		
宮城胃腸科内科医院	宮城 親廣	令和2年11月30日
那覇市寄宮 2-37-12		
はいさいクリニック	石田 吉樹	令和2年11月30日
那覇市安里 1-8-13 タマキ硝子ビル5階		
ひがわ薬局	株式会社ひがわ薬局	令和2年11月30日
那覇市樋川二丁目1番2号1-B		

那覇市告示第 414 号

令和 3 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
こくら台ハートクリニック		令和2年7月31日
開設者	理事長 大城 康彦（理事長 名嘉 栄勝）	
そうごう薬局安里店		令和2年10月1日
開設者	総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利 （総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治）	
あさひ訪問看護ステーション		令和2年12月1日
開設者	株式会社 すまいるラボ（株式会社 大湾）	

那覇市告示第 415 号

令和 3 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
小規模多機能型ホーム 牧志 (小規模多機能型居宅介護)	令和2年8月31日
那覇市牧志三丁目8番10号	
通所リハビリテーション 蔡温橋 (通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション)	令和2年11月30日
那覇市安里一丁目1番18号 2階	
訪問看護ステーション藤 (訪問看護)	令和3年1月1日
那覇市国場392番地	

那覇市告示第 416 号

令和 3 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
田中 勇磨	はり・きゅう あん摩マッサージ	令和2年12月22日
フレアス在宅マッサージ沖縄	那覇市銘苅1丁目9-28 2F	

那覇市告示第 417 号

令和 3 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条において準用する第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者 氏 名（施 術 所 名 称）		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
平良 満毅雄（金城ダム整骨院）		令和2年11月30日
施術所の 所在地	那覇市首里寒川町 1-81-4 101 (那覇市首里寒川町 1-30-5 2F)	

那覇市告示第 418 号

令和 3 年 1 月 15 日

令和 2 年（2020 年）11 月那覇市議会定例会で議決された令和 2 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 2 年度那覇市水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
那覇市上下水道局庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託	令和 2 年度から令和 5 年度まで	1,980 千円

那覇市告示第 419 号

令和 3 年 1 月 15 日

令和 2 年（2020 年）11 月那覇市議会定例会で議決された令和 2 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的收入及び支出）

第 2 条 令和 2 年度那覇市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		支 出		
第 1 款	下水道事業費用	5, 293, 497 千円	12, 347 千円	5, 305, 844 千円
第 1 項	営業費用	4, 951, 387 千円	847 千円	4, 952, 234 千円
第 3 項	特別損失	1, 999 千円	11, 500 千円	13, 499 千円

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第1号令和2年12月24日
掲 示 済

那覇市若狭公民館指定管理者の指定について

那覇市若狭公民館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき令和2年11月定例議会において承認されましたので、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教育長 田 端 一 正

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市若狭公民館

所在地 那覇市若狭2丁目12番1号

2 指定管理者となる団体

名 称 特定非営利活動法人 地域サポートわかさ

所在地 那覇市若狭1丁目9番7号 若狭一丁目自治会事務所内

代表者 理事長 早川 忠光

3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

那覇市教育委員会告示第2号

令和2年12月24日

掲 示 済

那覇市繁多川公民館指定管理者の指定について

那覇市繁多川公民館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき令和2年11月定例議会において承認されましたので、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那 覇 市 教 育 委 員 会

教育長 田 端 一 正

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市繁多川公民館

所在地 那覇市繁多川4丁目1番38号

2 指定管理者となる団体

名 称 特定非営利活動法人 1万人井戸端会議

所在地 那覇市繁多川4丁目1番35-301号 宮城荘B

代表者 代表理事 南 信乃介

3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

那覇市教育委員会告示第3号

令和3年1月4日
掲 示 済

那覇市体育施設の指定管理者の指定について

那覇市体育施設の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき令和2年11月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教育長 田 端 一 正

1 管理を行わせる公の施設

名称	所在地
(1) 那覇市民体育館	那覇市字識名 1227 番地
(2) 漫湖公園市民庭球場	那覇市鏡原町37番1号
(3) 那覇市民首里石嶺プール	那覇市首里石嶺町2丁目70番地9

2 指定管理者となる団体

団体名：特定非営利活動法人 那覇市体育協会
所在地：那覇市字識名1227番地
代表者：会長 平良 悟

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第24号
令和3年1月4日
掲 示 済

選挙人名簿の閲覧状況について（公表）

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの選挙人名簿の抄本の閲覧状況は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 松田 義之

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年01月08日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年01月15日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年01月20日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年01月27日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年02月03日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年02月10日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年02月17日	那覇市全域の有権者	
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	「時事世論調査」実施のための対象者抽出	令和2年02月27日	字安謝（18歳以上の男女）より108名	東京都中央区銀座5丁目15番8号
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年03月02日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年03月16日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年03月23日	那覇市全域の有権者	

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年04月06日	那覇市全域の有権者	
喜友名 智子	選挙運動用葉書の送付先対象者名簿整理	令和2年04月16日	那覇市内6,000件	
喜友名 智子	選挙運動用葉書の送付先対象者名簿整理	令和2年04月24日	那覇市内6,000件	
喜友名 智子	選挙運動用葉書の送付先対象者名簿整理	令和2年04月27日	那覇市内6,000件	
喜友名 智子	選挙運動用葉書の送付先対象者名簿整理	令和2年04月28日	那覇市内6,000件	
喜友名 智子	選挙運動用葉書の送付先対象者名簿整理	令和2年05月01日	那覇市内6,000件	
喜友名 智子	選挙運動用葉書の送付先対象者名簿整理	令和2年05月07日	那覇市内6,000件	
沖縄郷友連盟 会長 藤田 博久	沖縄県議会議員選挙における選挙運動用通常集書の発送	令和2年05月07日	那覇市在住者	那覇市金城2-17-3
喜友名 智子	選挙運動用葉書の送付先対象者名簿整理	令和2年05月08日	那覇市内6,000件	
喜友名 智子	選挙運動用葉書の送付先対象者名簿整理	令和2年05月11日	那覇市内6,000件	
喜友名 智子	選挙運動用葉書の送付先対象者名簿整理	令和2年05月12日	那覇市内6,000件	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年06月15日	那覇市全域の有権者	
読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 湯本 浩司	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者を抽出するため	令和2年06月16日	第42投票区全域から、無造作に45人	東京都千代田区大手町1-7-1
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年06月22日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年06月29日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年07月06日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年07月07日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年07月13日	那覇市全域の有権者	

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理者の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年07月14日	那覇市全域の有権者	
幸福実現党 那覇中央後援会 平良 浩一	選挙ハガキの宛名作成にあたり名簿の確認	令和2年07月16日	那覇市内全域を予定	那覇市壺川1丁目4番4号
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年07月17日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年07月20日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年07月21日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和2年07月22日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年07月27日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和2年07月29日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年07月31日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年08月03日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年08月04日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年08月11日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年08月14日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年08月21日	那覇市全域の有権者	
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「時事世論調査」実施のための対象者抽出	令和2年08月24日	宇安謝（18歳以上の男女）より108名	東京都中央区銀座5丁目15番8号
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年09月04日	那覇市全域の有権者	
一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨	日本世論調査会 世論調査の対象者抽出のため	令和2年09月07日	第5、15、19、22投票区	東京都港区東新橋1-7-1
一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨	日本世論調査会 世論調査の対象者抽出のため	令和2年09月10日	第27、48、50投票区	東京都港区東新橋1-7-1
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年09月11日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年09月14日	那覇市全域の有権者	

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年09月15日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年09月16日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年09月18日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年09月23日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年09月24日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年09月25日	那覇市全域の有権者	
自由民主党沖縄県第一選挙区支部代表 國場 幸之助	各自治会の自治会長の住所確認。市販の電話帳データとの照合	令和2年09月28日	那覇市全域の有権者	那覇市久米2-31-1 2階
自由民主党沖縄県第一選挙区支部代表 國場 幸之助	各自治会の自治会長の住所確認。市販の電話帳データとの照合	令和2年09月29日	那覇市全域の有権者	那覇市久米2-31-1 2階
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年09月30日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年10月05日	那覇市全域の有権者	
株式会社サーペイリサーチセンター 東北事務所所長 千葉 記章	早稲田大学大学院法務研究科が実施する「日本の司法制度に関する調査」の対象者抽出のため	令和2年10月06日	20歳～80歳の男女個人（令和2年11月1日現在）安謝2丁目、松尾2丁目、具志1～3丁目、宇栄原1～3丁目 各40	仙台市青葉区一番町2丁目4番1号
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年10月09日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年10月12日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年10月13日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和2年10月14日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年10月15日	那覇市全域の有権者	
朝日新聞東京本社 世論調査部長 宮崎 太介	政治・選挙などに関する世論調査	令和2年10月16日	第31投票区から10人、第21投票区から10人	東京都中央区築地5-3-2
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年10月19日	那覇市全域の有権者	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和2年10月20日	那覇市全域の有権者	

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和2年10月21日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年10月23日	那覇市全域の有権者	
読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 湯本 浩司	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者を抽出するため	令和2年10月27日	第20投票区全域から、無造作に45人	東京都千代田区大手町1-7-1
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年10月28日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年11月04日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和2年11月11日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年11月13日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和2年11月18日	那覇市全域の有権者	
古堅 茂治	宣伝物の郵送	令和2年11月20日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和2年11月25日	那覇市全域の有権者	
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役 鈴木 稲博	「嗜好品と社会的意識・地位に関する調査」(調査タイトル「ライフスタイルと社会意識に関する調査」)の調査対象者抽出のため	令和2年12月09日	20～64歳の男女(昭和31年1月1日から平成12年12月31日まで)に生まれた人) 24人 曙2丁目、辻2丁目、牧志2丁目	東京都墨田区江東橋4-26-5
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和2年12月16日	那覇市全域の有権者	
株式会社サニーベリースearchセンター 広島事務所長 原田 一臣	「令和2年度 肝炎検査受検状況実態把握事業」に伴う対象者の抽出	令和2年12月21日	繁多川5丁目に住居の令和2年12月1日時点で20～85歳の男女個人88名	広島県広島市中区立町2-29
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和2年12月23日	那覇市全域の有権者	